

令和 8 年 6 月 2 5 日

第 6 回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第6回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和8年6月25日				招 集 場 所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後3時10分			
会 長	町 田 彰				職 務 代 理	夢 川 博 朗			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	荻 原 儀 文	○		9	佐久間 通 友	○			
2	梓 澤 富 士 夫	○		10	木 村 欽 一	○			
3	夢 川 博 朗	○		11	内 田 美 行	○			
4	瀬 下 京 子		○	12	金 子 廣 司	○			
5	岡 戸 成 夫	○		13	町 田 彰	○			
6	金 子 勇 一	○		14	松 本 昇	○			
7	新 井 健 夫	○		15	荒 井 雅 明	○			
8	芝 崎 克 行	○							
				加須市農業委員会事務局					
				局 長 野 本 博 一					
				次 長 前 田 辰 男					
				主 幹 渡 辺 昌 也					
				主 幹 野 崎 浩 次					
				主 任 福 地 英 昌					
				主 任 三 村 隆 浩					

開会 午後 2時00分

○事務局（前田辰男君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和8年第6回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

なお、本日、議会中のごさいますて、野本局長の出席がございませんので、私の方で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座で失礼させていただきます。



◎開会の宣告

○事務局（前田辰男君） 初めに、夢川職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（夢川博朗君） どうも皆さん、こんにちは。職務代理の夢川です。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、出席いただきまして、ありがとうございます。

各地域の田植も進んで、もうほぼ終わったかと思いますがけれども、先週の土曜日、20日の土曜日ですか、弥兵衛地区で、新聞記事で酒米の田植式、豊作祈願が行われたという記事がありまして、皆さんもご覧になったかと思いますが、今現在、加須市、酒米の作付もかなり面積が増えておりまして、それぞれ協議会等できて、酒屋さんも加須市内にあるので、そこと連携しながら加須ブランドの育成という形でいろいろやっておりますけれども、この酒米に関しても、経営所得で10アール1万円ですか、最高3年という交付金もありますし、加須市も加須ブランドの推進ということで1万円の助成が出るということで、それぞれ公表されておりますけれども、今後、加須で、地元酒屋があるという強みを生かして、主食用米だけではなく酒米、酒用の米が今後ますます作られて発展していけばと思っております。

では、ただいまより令和8年第6回加須市農業委員会総会を開会いたします。

○事務局（前田辰男君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○事務局（前田辰男君） 続きまして、町田会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（町田 彰君） 皆さん、こんにちは。

今年の梅雨は、例年に比べて梅雨らしい梅雨といたしますか、今日も雨ですけれども、麦の刈取りを見ていると、ぬかるみの中で結構大変な思いをしながら刈取りをしているかなというのが見受けられます。皆さんのところではいかがでしょうか。

あと、今年は自然災害がちょっと気になるというところかなと。先日、6月16日には茨城県南部の地震、マグニチュード5.5ですか、加須市も震度5弱ということで大きな地震がありました。そして、今朝、また岩手県沖においてマグニチュード6.9という最大震度が6強の大きな地震があり、我が家も横にゆっくりとした大きな揺れを感じたところでありましたけれども、また、台風が7号、8号、8号は熱帯低気圧に変わりそうですけれども、台風7号と接近して、それに取り込まれて、また動きも変わる可能性もあるとかということも出ておりますし、台風も今年ちょっと発生が、1号とかの発生は遅かったですけれども、数がちょっと増えてきているような感じがあります。秋の収穫に影響がなければいいかなというふうに思っているところです。

今日、本当は案件少ないですけれども、慎重審議をよろしくお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（前田辰男君） ありがとうございました。



◎出席委員数の報告

○事務局（前田辰男君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち過半数を超える14名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会は成立していることをご報告申し上げます。



○事務局（前田辰男君） 本日の議案でございますが、直前になってしまいまして大変申し訳

なかったのですが、追加議案の資料を配付させていただいております。そちらの資料をお手元にご用意をお願いできればと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、町田会長に議長をお願いいたします。

_____ ◇ _____

◎議事録署名委員の指名

○会長（町田 彰君） それでは、よろしくお願いします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

7番、新 井 健 夫 委員及び

8番、芝 崎 克 行 委員

の両委員を指名いたします。

_____ ◇ _____

◎追加議案及び取下願の報告

○会長（町田 彰君） 次に、議案の審議に入る前に、追加議案と取下願についてご報告いたします。

追加議案につきましては、2件となりますが、これらは一部内容に不備があり、修正に時間を要したものです。

初めに、本日の議案書の表紙裏、議事日程について、議案第1号の次に既存の第2号を第3号に繰り下げ、新たに議案第2号として「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を追加いたします。

なお、内容につきましては、別紙のとおり、1番、高柳地区となります。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1、議案書5ページに、新たに5番、高柳地区を追加いたします。

取下願につきましては、本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書5ページの5番、樋遣川地区については、取下願が提出されております

ので、本日の議案からは除かれます。

報告は以上になります。



◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田 彰君） 日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 8 件を議題といたします。

初めに、1 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9 番（佐久間通友君） 9 番、佐久間です。

6 月 22 日、地区担当推進委員の小山さんと現地確認に行っていました。

申請地は、譲受人の自宅のすぐ前にあり、現在は譲受人が野菜の栽培をしている畑でした。

譲受人の さんのお話によりますと、もともとこの土地は譲渡人の方が田んぼとして使用していたのですが、道路の開通等で譲渡人が引っ越してしまいまして、空き地となったため、譲受人が譲渡人の許可を得て、畑として使用していたのですが、このたびその土地を正式に買い取って、引き続き畑として使用したいということでした。

このようなことから、本申請の内容は、農地法の許可基準を満たしているものと考えられますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございました。

本件について、ご質問、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(町田 彰君) 特にご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(町田 彰君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図 2 ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は新規就農となりますが、実家が最近まで水稻を作付していたため、長年にわたり携わってきた経験を生かし、農業経営を拡充していきたいため、譲渡人は、高齢により住まいから離れた土地の耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(町田 彰君) ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9 番(佐久間通友君) 9 番、佐久間です。

6 月 22 日、同じく地区担当推進委員の小山さんと現地確認に行っていました。

譲渡人の さんのお宅に伺いまして、ご本人から聞き取り調査を行いました。

譲受人と譲渡人は親子関係にありまして、数十年前に譲渡人の土地に譲受人の息子さんが家を新築して、その家のすぐ隣の土地が今回の申請地でした。息子さん夫婦が入居してから母親の譲渡人が畑として使用していたのですが、高齢のため、また譲渡人の自宅からは距離が遠いということから管理が難しくなったために、譲受人に贈与するという形になったそうです。今後は、息子さんがその土地を管理していくということでした。

以上のことから、本申請の内容は、農地法の許可基準を満たしているものと考えられますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(町田 彰君) ありがとうございます。

今、地区担当委員から調査の結果並びにご説明をしていただきました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(町田 彰君) ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(町田 彰君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は遠方により耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(町田 彰君) ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(木村欽一君) 10番、木村です。

6月17日、17時頃、私と推進委員の田村さん、それと代理人の 司法書士さん、3人で現地を確認してまいりました。

そのときのことですが、以前からこの土地を借りていたらしく、小麦が作付されていまして、私が行った前日に小麦刈りが終わった状態でした。この さんという方は、この近隣の農地も借りていらっしゃるんだと思うんですが、小麦を作付していまして、全面的にこの周辺の作付を小麦でやっていたらしいました。

そのようなことから、本申請は農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(町田 彰君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(町田 彰君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(町田 彰君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(町田 彰君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(岡戸成夫君) 5番、岡戸です。

6月18日、10時半に推進委員の細井さんと小関さん、私の3人で現地確認を行ってまいりました。その際、代理人である行政書士の さんに現地対応をしていただきました。

当該地区は、隣接する田んぼと合わせて1枚の水田になっており、既に青々とした稲が育ってまいりました。

この土地は、譲渡人が相続で取得した、親族から譲られたということですが、何分、譲渡人は非農家であり、以前から1枚の田んぼにして耕作している譲受人に無償で贈与したいということです。区画も狭く、譲受人が1枚の田んぼとして耕作してほうがはるかに有効であるとともに、農地としても安定化すると思います。

本申請は、許可相当と考えます。ご審議のほどお願い申し上げます。

○会長(町田 彰君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(町田 彰君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

す。

(挙手全員)

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、本店所在地から離れており、適正な管理が困難であることから、規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（新井健夫君） 7番、新井です。

6月16日、午前9時30分頃になります。推進委員の2名の方と譲受人の さん宅に伺う予定でしたが、下見のために1人で現地を確認したく、申請地に伺ったところ、偶然 さんとお会いしてしまいまして、そのまま現地確認と聞き取りを行いました。

申請地ですが、 さんが所有される以前より耕作をされていたということで、現在まで耕作されているということでございます。

申請地はきれいに管理されておりまして、陸田として耕作されておりました。水の水田についてお伺いしたところ、見沼用水からのくみ上げと井戸からの使用という2通りに分かれるというお話でございました。

譲渡人になります さんが所有されるときに、実際耕作していた さんには何の連絡もなかった、売買する時点で連絡がなかったということで、少し憤慨している様子でございました。

以上の報告となりますけれども、何ら問題なく、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（町田 彰君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(町田 彰君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(町田 彰君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、住所が 県となっておりますが、住まいは申請地に近接しており、営農規模拡大のため、譲渡人は管理が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(町田 彰君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(梓澤富士夫君) 2番、梓澤です。

6月17日、午前11時30分に、推進委員の市川さんと私で現地のほうに行きました。現地対応は、代理人の さんに、不動産業者の方ですね、対応していただきました。

現地で、譲渡人は非農家でありまして、管理が困難ということで、譲受人の耕作地拡大ということで、売買ということに至ったそうです。

特に畑、この現地ですね、ソバとかを植えて刈ったばかり、きれいな状態にあったので、この申請は許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(町田 彰君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(町田 彰君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番、9番の元和地区の案件につきましては、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

3条の8番と9番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

なお、本案件は、両案件とも売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、両案件とも、譲受人は親戚に耕作を依頼され、規模拡大を図るため、譲渡人は管理することが困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

本件については13番、私、町田が担当ですので、私からご説明させていただきます。

6月18日、12時に現地において、代理人で 立会いの下、現地調査並びに聞き取りを行ってまいりました。

推進委員さんは、私のほうで8日間ちょっと日程を提示させていただきましたが、翌日ご連絡があり、現地に行ってきたということで、現地の状況を報告いただきましたので、今回、1人で行ってまいりました。

現地は、6月16日に草刈りが実施され、きれいになっていました。8番、9番の譲渡人は、兄弟で、相続により土地を所有したものです。お二人ともこちらに帰る意思もなく、遠方で管理もできないことから、遠縁に当たる譲受人に管理を相談したところ、今回の売買に至ったとのことでした。

譲受人は、当該農地まで車で約30分から40分ぐらいのところに居住し、農機具を搬送するトラックも所有しており、取得後の耕作も問題はないものと判断いたしました。

お住まいのほうでは、麦を中心に栽培をしており、一部野菜も栽培しておられるということでした。当該地では麦の栽培をする計画とのことでした。

現地は、平成15年から16年頃まで作付がされていましたが、その後は管理のみの状態

であったとのこと、現地確認時は、草刈り後ではありましたが、大分荒廃していた跡が見受けられることから、放棄状態にならないように、今後とも農地パトロールを意識していく必要があると感じました。

譲受人は、現在でも頻繁に加須のほうにも出向くことがあり、営農に問題はないとのことでした。

聞き取り並びに現地調査の結果、取得後の耕作も問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

では、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

この地図上なんですけど、番地の中に土地があるんですけど、これは一体何でしょうかという質問です。事務局、よろしくお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） すみません、事務局です。

こちらのにつきましては、墓地の用地となっております、直接農地ではないんですが、こちらの土地をどうするかというところを確認したところ、墓じまいをするということで、手続きを取って、その後は、一体的に農地として使うようなことを確認しております。

以上でございます。

○会長（町田 彰君） よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにご質疑、ご意見等ございますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、8番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、9番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

————— ◇ —————

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田 彰君） 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

1番の高柳地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5番の高柳地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

こちらの案件であります。先ほどお話がありましたように、追加資料として、送付させていただきました案件になります。

それでは、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請番号1及び農地法第5条の5番につきましては、事業承継者、譲受人が同一で事業計画等関連がございますので、一括にてご説明いたします。

追加の位置図、第5条計画変更、第5条－5及び5－5の土地利用計画図兼給排水計画図をご覧ください。

本案件は、令和7年6月2日付建築条件付売買予定地（3区画）として許可となりましたが、3区画のうち1区画を とするため計画変更するもので、また、併せて農地法第5条の申請をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、両案件とも第2種農地と判断され、令和7年6月2日付に建築条件付売買予定地（3区画）として許可を取得した案件となるため、地目は宅地となっておりますが、許可取得後、隣接地において が開設したことに伴い、地元住民の利便性や安全性につながることから に計画を変更するもので、手続についても埼玉県加須農林振興センターに事前に確認し、適法であるとの回答をいただいております。一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（芝崎克行君） 8番、芝崎です。

6月23日、午前11時半から、推進委員の金子さんと現地調査を行いまして、譲受人の代理人であります 氏に現地対応していただき、聞き取りを行いました。

この申請につきましては、当初、事業計画者であります が令和7年6月に建築条件付
売買予定地として許可を取得した3区画について、そのうちの1区画を事業承継者である
が とするため、計画を変更するものであります。

現地は、既にもう2区画につきましては住宅が建設されておりまして、また、南側の隣接
地には という が開設・営業されておりました。この の利用者の利便性を考えま
すと、 への計画変更はやむを得ないものと判断いたしました。

なお、この案件につきましては、次の議案第3号の5番で申請がありますが、 への転
用申請でございまして、当初、所有者の譲渡人の 氏が と賃借権を設定し、転用申請
するものであります。

本申請につきましては、農地法の許可基準を満たしているものと思われるので、許可相
当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、1番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を
お願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5番の高柳地
区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

ここで15分ほど、2時50分まで休憩を取らせていただきたいと思います。よろしくお
願いします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

◇

◎開議の宣告

○会長（町田 彰君） 時間となりましたので、休憩を解かせていただきまして、議事に入りたいと思います。

◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田 彰君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページ及び土地利用兼給排水計画図の5－1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（3区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（内田美行君） 11番、内田です。

6月19日、推進委員の久保さん、野本さん、それから の代理人でありますさんの4名で、現地の調査及び聞き取りを実施いたしました。代理人の さんは で、そして、今回は設計も担当したとのことでした。

さんの説明によりますと、譲渡人は、本日会社の勤務のために参加できません。その代わりにお母様が状況説明をしていただけるとのことでした。お母様の説明によりますと、申請した土地は、20年ぐらい前まで畑でしたが、息子夫婦も耕作する余裕もなく、今日に至ってしまったということでした。

現在は雑草が生い茂っておりまして、まさに見た目では耕作放棄地的な状況でございました。また、周辺はもう住宅が建ち並んでおりまして、また、道路等も非常に整備されて、住環境としては大変良いように感じました。計画では、およそ936平米の土地に3棟の住宅を予定しているとのことでした。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページ、土地利用計画図、給排水施設計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の建築をするために申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（佐久間通友君） 9番の佐久間です。

6月22日、地区担当推進委員の小山さんと現地確認に行つてまいりました。 の社宅アパートから引っ越してくる譲受人の代理人であります不動産屋さんの さんという方に対応していただきました。

申請地の周りは、既に何軒もの新築住宅または建設中の住宅が立ち並んでおりまして、そ

の一角の隅のほうに申請地がありました。申請地は、これからできる新築住宅のスロープとして使用されるとのことでした。その部分が譲渡人の田んぼに当たるという話でしたが、現在はもうすぐにでも工事が始まるような感じで、盛土がしてありました。正直言って、以前はどんな田んぼでどんな形で稲作をしていたのか想像もできないほど、周りは完全な住宅地となっておりました。

以上のことを鑑みて、本申請の内容は農地法の許可基準を満たしているものと考えられますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図11ページ、建物の配置図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、農家用住宅用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、令和8年4月の総会において農地法第4条第1項の規定により、是正のための農家用住宅及び道路後退用地として許可の申請があったものでございますが、今回、改めて是正後の息子さんが譲受人となり、農地法第5条の申請をするものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（新井健夫君） 7番、新井でございます。

今回の申請につきましては、ただいま事務局様よりご説明があったとおり、令和8年度第

4回の4月25日総会にて4条の許可申請の現地確認、聞き取りを行っております。そのときの内容ですが、既存宅地内の地目、畑を宅地に変える申請でございます。今回、その全体の土地に関しまして、5条申請にて転用許可を願いたいという申請でございます。

代理人の さんのほうにも電話につきましてお話を伺っておりますけれども、事務局のご説明どおり、事務局のご指示に従いまして、今回、5条申請という形を取ったという内容でございます。

本申請内容は農地法の許可条件を満たしていると考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ、配置図、敷地求積図5－4をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（35年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（荻原儀文君） 1番、荻原です。

6月17日に推進委員の新井さんと の さん、譲渡人の さんの4人で現地確認と聞き取り調査を行いました。

申請地は、周りが道路と宅地に囲まれていて、単独した畑のようでした。多少の草はありましたが、問題ない範囲でした。ちょうどこの日は、 さんともう一人で測量しているところでした。

譲渡人の さんは高齢で、ほかにも農地を持っているんですが、やはりほかの人に頼んで農作業はやっていないようでした。譲受人の さん、 さんは、孫の夫婦になります。申請地にうちを建てて、祖母、いずれは母の面倒を見てもらうようなことを話していました。話を聞いている中で、承認後の建築計画もしっかりしているなど感じました。

このようなことから、本件の申請は農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○10番（木村欽一君）

5－4の図面を見ると、こちらの敷地面積とここに載っている敷地面積が違うんですけれども、これは何か理由があるんですか。

○会長（町田 彰君） 事務局、お願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

申請書のほうも確認したんですが、実際こちらの面積が相違しているのは、北側の宅地部分も今回の自己用住宅の建築する敷地に含まれていますので、農地部分の申請の面積と図面の敷地の面積が相違しているという状況です。

以上です。

○会長（町田 彰君） よろしいでしょうか。

ほかにご質疑、ご意見等ございますでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ほかにないようでございますので、採決いたします。

4番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

————— ◇ —————

◎報告事項

○会長（町田 彰君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の6ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について13件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、10ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、11ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について5件で、内容は資料のとおりです。

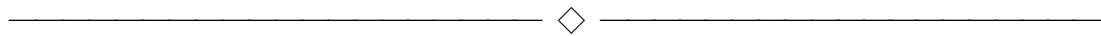
報告第4号、12ページをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について8件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



◎閉会の宣告

○事務局（前田辰男君） 町田会長、議事の進行お疲れさまでございました。

それでは、最後になりますが、夢川職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（夢川博朗君） どうも皆様、本日はお忙しい中、慎重審議いただきまして、誠にありがとうございます。

これをもちまして、令和8年第6回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時10分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年6月25日

会 長 町 田 彰

署名委員 新 井 健 夫

署名委員 芝 崎 克 行